

第1章 本構想策定の主旨

1.1 策定の背景

わが国は諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進み、今後本格的な高齢社会が到来すると予測されており、高齢者の自立と社会参加が不可欠となっています。また、障がい者が障がいを持たない人と同様に生活し、社会に参加できる「ノーマライゼーション」の理念も広く浸透しつつあります。このため高齢者や障がい者が自立した日常生活を営むことができる環境整備が急務となっており、公共交通機関や道路、建築物などにおいてもバリアフリー化の必要性が求められています。

このような背景をふまえ、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定・施行されました。さらに、男女共同参画や国際化の潮流を受けて「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が社会資本整備等にも取り入れられるようになってきました。このためユニバーサルデザイン政策の柱として、国土交通大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障がい者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めるための「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー新法」という）」が平成18年に施行されました。

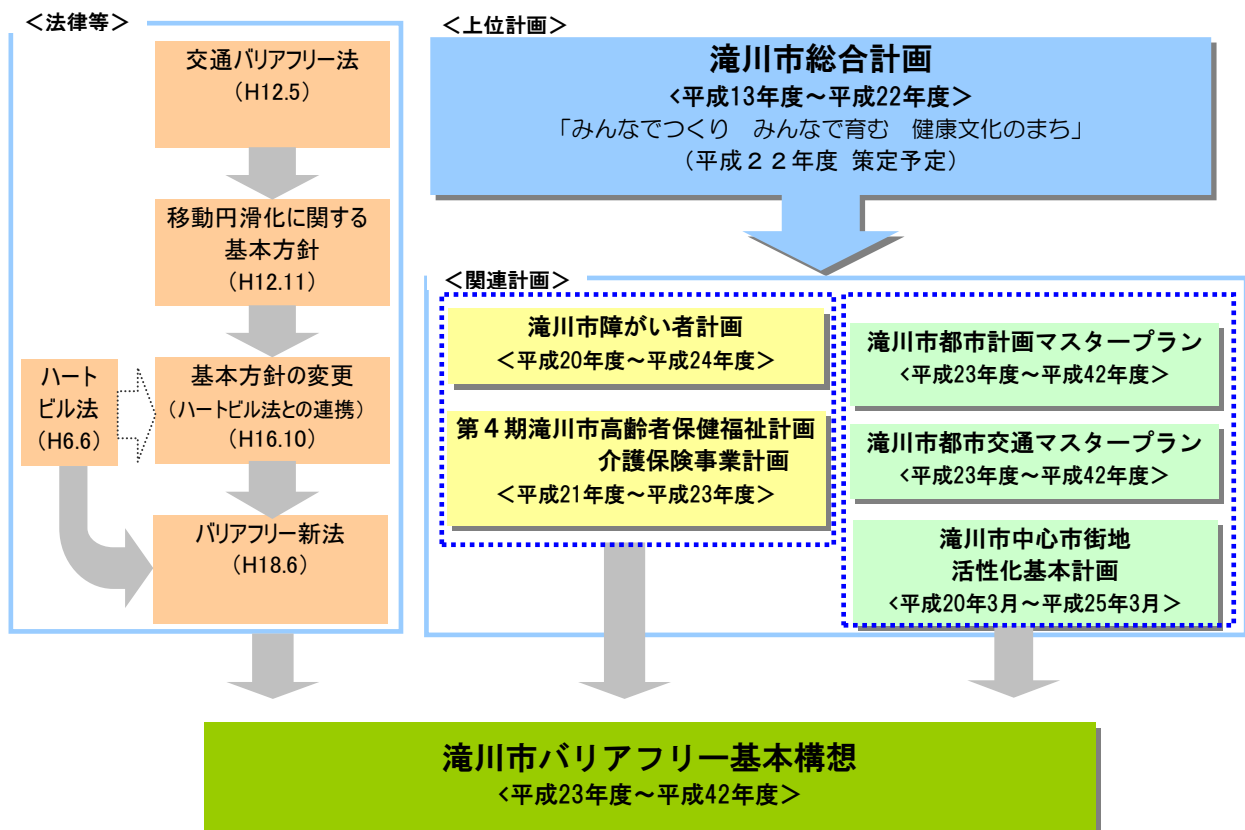
滝川市は、近年の人口減少や高齢社会に対応する都市づくりを目指すコンパクトシティの概念を含めた、「滝川市都市計画マスタープラン」の見直しを行っており、同計画において、滝川市街地・江部乙市街地・東滝川市街地の3つのコンパクトタウンにおける人口や利便施設の集約による「すべての人が安心して歩いて暮らせる環境づくり」、「建築物等の円滑な利用」を目指したバリアフリー化の整備が必要となっております。コンパクトタウンの中で滝川市街地は、都市機能が集積しており、このうち特に本市の拠点であるJR滝川駅を含む中心市街地は、バリアフリー化の優先度が高い地区であることから、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく、「滝川市バリアフリー基本構想〔滝川駅周辺地区〕」（以下「基本構想」という）を策定することとしました。

1.2 策定の目的

基本構想は、中心市街地の中でJR滝川駅などの交通結節点と官庁通を結ぶ滝川駅周辺地区を重点整備地区と定め、道路（歩道や信号など）並びに駅前広場、市役所や市立病院をはじめとする多数の市民が利用する建築物等のバリアフリー化を推進します。重点整備地区を一体的かつ重点的に整備することにより、中心市街地がすべての人にとって移動の利便性・安全性の向上と社会参加機会が増大されることを目的としてバリアフリー化の基本的事項を定めるものです。

1.3 基本構想の位置づけ

基本構想は、バリアフリー新法に基づき、滝川市総合計画に定める都市像「みんなでつくり みんなで育む 健康文化のまち」を達成するため、都市基盤等としては滝川市都市計画マスタープラン、滝川市都市交通マスタープラン、福祉計画としては滝川市障がい者計画、第4期滝川市高齢者福祉計画 介護保険事業計画、市街地整備等としては滝川市中心市街地活性化基本計画との整合を図ることとします。なお、滝川市総合計画については、平成23年度に見直しを行います。都市づくりに関する部門については滝川市都市計画マスタープランの内容を反映することとなっています。



1.4 目標年次

基本構想の目標年次は、都市づくりの基本的な方針である滝川市都市計画マスタープランの計画を踏まえ、2030（平成42）年度とします。滝川市都市計画マスタープラン等の将来像実現のため、バリアフリー化については重点整備地区での早期の整備を図り、長期的視点に立ち本市全体の歩行空間等に展開していきます。

また、高齢化の進行度合い等、社会・経済情勢の変化を受けて適宜見直しを図ります。